

重要事項説明書

(障がい福祉サービス)

CLASWELL 信濃町訪問介護事業所



CLASWELL

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営方針

- 1 CLASWELL 信濃町訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- 2 この事業所が行う障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）に基づく指定居宅介護事業及び指定重度訪問介護（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障がい者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とします。

2 サービス内容

サービス内容の詳細は別紙1のとおりとします。

3 事業所の概要

名称・法人種別	KC-Welfare株式会社（事業者）
代表者名	代表取締役 古川 喜久
本社所在地・電話	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
	電話：03-6700-6256
	FAX：03-6700-6258
業務の概要	有料老人ホーム運営、訪問介護事業、居宅介護、訪問看護事業、居宅介護支援事業

事業所名	CLASWELL 信濃町訪問介護事業所
所在地	東京都新宿区南元町14-7
事業者指定番号	1310403066号（2025年2月1日指定）
主たる対象者区分	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
管理者・連絡先	管理者： 呉羽 高昌
	電話： 03-3226-0061
	FAX： 03-3226-0062
サービス提供地域	新宿区

4 事業所の職員体制等

（ 2026年8月1日 現在 ）

管理者	呉羽 高昌
-----	-------

職種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	事業所の管理業務	常勤： 1 名
サービス提供責任者	利用申込に係る調整、居宅介護従業者等に対する技術指導、居宅介護計画の作成	常勤： 1 名以上
居宅介護従業者	居宅介護業務	常勤換算： 2.5 名以上

5 営業日及び営業時間等

- 1 営業日：月曜日から日曜日とする。（祝日を含む）
- 2 営業時間：9:00～18:00
- 3 サービス提供日：年中無休
- 4 サービス提供時間：24時間
- 5 その他：電話等により、24時間常時連絡が可能な体制

6 利用者負担金

- 1 利用者負担金は、次の2種類に分かれます。具体的な金額は別紙【料金表】によります。
 - ① 障がい福祉サービス等報酬に係る利用者負担金（負担上限月額）
 - ② 運営規程で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得ます。
- 2 通常の事業の実施地域の交通費は無料です。通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えてからの公共交通機関利用の実費相当額を徴収します。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収します。

① 事業所から、片道概ね10km未満	500円
② 事業所から、片道概ね10km以上	1,000円
- 3 前2項に規定する費用の支払い方法は利用月ごとの口座振替とし、事業所は利用者に対し、毎月末日締めで、翌月15日頃までに請求書を発行し、請求月の27日に利用者が指定する口座から振り替えます（27日が銀行の休日の場合には翌銀行営業日）。

7 サービス利用の中止

- 1 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先（電話）：03-3226-0061
- 2 利用当日の2時間前までにキャンセルのご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生しません。
サービス提供時間を過ぎてからのキャンセルやご連絡がなかった場合は、キャンセル料1,700円が発生します。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

8 法定代理受領サービスを受けるための援助

- 1 利用者又はその家族がサービス利用を市町村へ届け出ることにより、事業所は事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができます。
- 2 当事業所は利用者又はその家族に対し、相談支援事業者に関する情報を提供し、法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行います。

9 ハラスメントの防止

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定に基づき、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- 2 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ① 従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ② 従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）

- ③ 従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

1 0 業務継続計画の策定等

- 1 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

1 1 緊急時等における対応方法

- 1 居宅介護従業者等は事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。
- 2 当事業所は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は当該利用者の家族、医療機関、関係事業所等に連絡し、その他適切な措置を迅速に行う。
- 3 緊急時は24時間対応しております。

【緊急連絡先】

事業所	CLASWELL 信濃町訪問介護事業所	担当者	呉羽 高昌
所在地	東京都新宿区南元町14-7		
T E L	03-3226-0061	F A X	03-3226-0062

1 2 事故時の対応等

- 1 当事業所は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、当該利用者の家族、医療機関、関係事業所及び市町村等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 当事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当事業所の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

1 3 虐待防止に関する事項

- 1 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者	管理者 呉羽 高昌
-------------	-----------

1 4 身体拘束等の適正化の推進

- 1 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。
- 2 当事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

1 5 衛生管理等

- 1 当事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、居宅介護員等に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、居宅介護従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

1 6 損害賠償

当事業所は、本契約に基づくサービスの提供に際し、万一事故が発生し、利用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができません。なお、当事業所は損害保険に加入するものとし、自らが負担すべき費用に関し、当該保険金をもって充当するものとします。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
-------	----------------

1 7 個人情報の保護

- 1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令等遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- 2 当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、本契約中及び本契約終了後に係わらず、第三者に漏らしません。
- 3 当事業所は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供する障がい福祉サービス提供者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報及び家族情報を用いることができるものとします。
- 4 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 5 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

- 6 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 7 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

1 8 重要事項の変更

サービス提供にあたり、厚生労働省令に定められた基準に基づき行うものとし、改正に伴う重要事項説明書の変更時は、その都度速やかに利用者へ書面にて通知します。

1 9 相談窓口、苦情対応

1 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した事業に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・苦情相談担当者（対応者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、利用者または家族の立場に立った適切な対処方法を検討します。
 - ・検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ず利用者または家族へ報告します。
 - ・苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業員全員で検討します。
 - ・苦情相談受付票を整備します。

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談 相談窓口	電話： 03-3226-0061 FAX： 03-3226-0062
	管 理 者： 呉羽 高昌
	対応時間： 9:00～18:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

名 称： 福祉サービス運営適正化委員会
所 在 地： 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階
電話番号： 03-5283-7020
対応時間： 平日 9:00～17:00
名 称： 新宿区立障がい者福祉センター
所 在 地： 東京都新宿区戸山1-22-2
電話番号： 03-5292-7890
対応時間： 年末年始を除く24時間
名 称：
所 在 地：
電話番号：
対応時間：

2 0 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	常時（意見箱設置）	
		結果の開示	① あり	2 なし
第三者による評価の実施状況	2 なし			
	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	② なし			

2 1 担当居宅介護従業者の変更をご希望される場合の相談窓口について

○ 担当居宅介護従業者の変更を希望される場合は、次の窓口までご相談ください。

連絡先	電話： 03-3226-0061	FAX： 03-3226-0062
相談担当者	管 理 者： 呉羽 高昌	
受付時間	対応時間： 9:00～18:00	

※ 担当する居宅介護従業者の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行います
が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

2 2 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

2 3 心身の状況の把握

事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

2 4 連携

- 1 事業の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 居宅介護事業者は、事業の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。
- 3 サービス提供の開始に際し、障がい福祉サービス計画に基づき作成する「居宅介護計画及び重度訪問介護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者又は相談支援事業所及び管轄の障がい福祉担当窓口迅速に送付します。
- 4 サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者又は相談支援事業所及び管轄の障がい福祉担当窓口迅速に送付します。

2 5 サービス提供の記録

- 1 障がい福祉サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス実施記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けるものとします。
- 2 障がい福祉サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、当該事業を提供した日から5年間保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供します。

2 6 研修実施

当事業所は、社会的使命を十分認識し、居宅介護従事者等の質の向上を図るための研修の機会を以下のとおり設けるものとして、業務体制を整備します。

①採用時研修：採用後1ヶ月以内 ②継続研修：年4回

27 連帯保証人

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を履行する責任を負うもの
とします。
- 2 前項の連帯保証人の責任限度額（極度額）は、¥1,000,000とします。
- 3 連帯保証人が保証する利用者の債務の元本は、利用者又は連帯保証人の死亡その他、民法第4
65条の4に定める元本確定事由が生じた際に確定するものとします。
- 4 利用者及び連帯保証人は、事業者に対し、本契約の締結までに、利用者から連帯保証人に対し
て、利用者に係る以下の事項に関する情報が正確に提供されたことを表明し、保証します。
 - ① 利用者の財産及び収支の状況
 - ② 保証対象となる債務以外に負担している利用者の債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 保証債務となる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものの有無及び内容
- 5 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払
状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供するもの
とします。

【 サービス提供開始可能年月日 】

年 月 日

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項説明書を説明しました。

事業所	事業所名	CLASWELL 信濃町訪問介護事業所
	説 明 者	印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者	氏 名	印
-----	-----	---

代筆者	(続柄：)	
	氏 名	印

利用者の代理人	(続柄：)	
	氏 名	印

(連帯保証人)	(続柄：)	
	氏 名	印

居宅介護サービス及び、重度訪問介護サービス説明書

1 サービスの内容

- (1) 「居宅介護」は、利用者の居宅（自宅）において居宅介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) 当事業所は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「居宅介護計画書」または「重度訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。
- (4) サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認したうえで実施します。

【サービス内容区分】

＜身体介護＞		＜家事援助＞
・起床介助	・食事介助	・洗濯
・就寝介助	・体位変換	・住居の掃除・整理整頓
・排泄介助	・服薬介助	・衣服の整理
・衣服の脱着	・通院等外出	・ベットメイク
・整容介助	・移動・移乗介助	・薬の受取り
・身体の清拭・洗髪	・自立支援	・調理
・入浴介助	・その他	・その他

次のようなサービスは、障がい者総合支援法上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

- ① 「本人の援助」に該当しないもの
…家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車等
- ② 「日常生活の援助」に該当しないもの
…庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理等

【留意事項】

- ① 居宅介護従業者は、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしませんので、ご了承ください。（家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。）
- ② 居宅介護従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

2 サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や居宅介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。

＜サービス提供責任者の業務＞

- ① サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 相談支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 居宅介護計画または重度訪問介護計画の作成・変更をし、説明・同意の上、その写しを交付
- ⑤ 居宅介護従業者の業務の実施状況の把握

- ⑥ 居宅介護従業者の業務管理
- ⑦ 居宅介護従業者の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

3 利用者負担金

利用料金は、「料金表」のとおりです。

4 サービスの中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止（キャンセル）をする際には、すみやかに次の連絡先（又は前記のサービス提供責任者）までご連絡ください。

・連絡先（電話）： 03-3226-0061

- (2) 利用当日の 2 時間前までにキャンセルのご連絡をいただいた場合は、キャンセル料は発生しません。

サービス提供時間を過ぎてからのキャンセルやご連絡がなかった場合は、キャンセル料 1,700 円が発生します。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

1 障がい福祉サービス等報酬支給対象サービスに係る費用（利用者負担1割分）

① 基本額（サービス1回あたり）

- ・障がい福祉サービスに係る利用者負担額は、障がい福祉サービスに要した総費用額の1割となります。
（市区町村が定める利用者負担上限月額を限度とします）。また、障がい福祉サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を障がい福祉サービス等報酬として事業者が受領します。
- ・1単位の単価は、10円を基本として地域ごと・サービス種類ごとに人件費の地域差分を上乗せしたものです。

基本額	居 宅 介 護 サ ー ビ ス 1 回 あ た り の 料 金			
	区 分		所定単位数	1割負担
	身体介護	30分未満	256単位	287円
		30分以上1時間未満	404単位	453円
		1時間以上1時間30分未満	587単位	658円
		1時間30分以上2時間未満	669単位	750円
		2時間以上2時間30分未満	754単位	845円
		2時間30分以上3時間未満	837単位	938円
		3時間以上(30分増すごとに+83単位)	921単位	1,032円
	通院等介助 (身体介助を伴う場合)	30分未満	256単位	287円
		30分以上1時間未満	404単位	453円
		1時間以上1時間30分未満	587単位	658円
		1時間30分以上2時間未満	669単位	750円
		2時間以上2時間30分未満	754単位	845円
		2時間30分以上3時間未満	837単位	938円
		3時間以上(30分増すごとに+83単位)	921単位	1,032円
	家事援助	30分未満	106単位	119円
		30分以上45分未満	153単位	172円
		45分以上1時間未満	197単位	221円
		1時間以上1時間15分未満	239単位	268円
		1時間15分以上1時間30分未満	275単位	308円
		1時間30分以上(15分増すごとに+35単位)	311単位	349円
	通院等介助（身体介助を伴わない場合）	30分未満	106単位	119円
		30分以上1時間未満	197単位	221円
		1時間以上1時間30分未満	275単位	308円
		1時間30分以上	345単位	387円
	通院等乗降介助		102単位	115円

基本額	重 度 訪 問 介 護 サ ー ビ ス 1 回 あ た り の 料 金		
	(当施設滞在時)		
	区 分	所定単位数	1割負担
	1時間未満	186単位	209円
	1時間以上1時間30分未満	277単位	311円
	1時間30分以上2時間未満	369単位	414円
	2時間以上2時間30分未満	461単位	517円
	2時間30分以上3時間未満	553単位	620円
	3時間以上3時間30分未満	644単位	722円
	3時間30分以上4時間未満	736単位	825円
	4時間以上8時間未満(4時間から30分増すごとに+85単位)	821単位	920円
	8時間以上12時間未満(8時間から30分増すごとに+85単位)	1,505単位	1,686円
	12時間以上16時間未満(12時間から30分増すごとに+81単位)	2,184単位	2,446円
	16時間以上20時間未満(16時間から30分増すごとに+86単位)	2,834単位	3,174円
	20時間以上24時間未満(20時間から30分増すごとに+80単位)	3,520単位	3,943円

地域単価	11.20円
------	--------

② 当事業所が算定をする加算

・当事業所が算定をする加算、減算については、●印が付いています。

R8. 6. 1～

●	早朝・夜間加算	早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）にサービスを提供した場合	所定単位数×25%
●	深夜加算	深夜（午後10時～午前6時）にサービスを提供した場合	所定単位数×50%
●	特定事業所加算（Ⅰ）	体制要件、人材要件、重度要介護者要件の各要件に適合する場合	所定単位数×20%
	特定事業所加算（Ⅱ）		所定単位数×10%
	特定事業所加算（Ⅲ）		所定単位数×10%
	特定事業所加算（Ⅳ） （居宅介護サービスのみ）		所定単位数×5%
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（イ）	福祉・介護職員の処遇改善のための加算 （★印：重度訪問介護サービスのみ）	所定単位数×44.6%
●	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）		所定単位数×45.6%
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（イ）		所定単位数×43.1%
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ（ロ）		所定単位数×44.1%
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ		所定単位数×37.6%
	福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ （居宅介護サービスのみ）		所定単位数×30.2%
	2人の居宅介護従業者による場合 （居宅介護サービスのみ）	2人でサービスを提供した場合	所定単位数×200%
	熟練従業者が新任従業者に同行して区分6の利用者に支援を行う場合 （重度訪問介護サービスのみ）	障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合（所要時間120時間以内に限り）	所定単位数×180%
	熟練従業者が重度障害者等包括支援の度合にある利用者を支援する従業者に同行して支援を行う場合 （重度訪問介護サービスのみ）	指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合（所要時間120時間以内に限り）	所定単位数×180%
	入院時支援連携加算 （重度訪問介護サービスのみ）	病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合	入院前に1回を限度として300単位を加算
	緊急時対応加算（月2回を限度）	利用者又はその家族からの要請に基づき、当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていないサービスを緊急（24時間以内）に行った場合	1回につき100単位を加算（地域生活支援拠点等の場合+50単位）

③ 当事業所が算定をする減算

	同一建物減算① （居宅介護サービスのみ）	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数×10%減算
	同一建物減算② （居宅介護サービスのみ）	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数×15%減算
	身体拘束廃止未実施減算	施設・事業所が身体拘束等の適正化のための記録や指針、研修などを行っていない場合	所定単位数×1%減算
	情報公表未報告減算	障がい者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合	所定単位数×5%減算
	業務継続計画未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数×1%減算
	虐待防止措置未実施減算	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数×1%減算

※②加算と③減算は、ご本人様のご希望やご状態、事業所の体制等により、算定される加算が異なったり、変動する場合があります。